

興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十五号

興行場法施行条例の一部を改正する条例

興行場法施行条例（昭和五十九年広島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第一（第一条関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3―5（略）</p> <p>別表第二（第三条関係）</p> <p>一―四（略）</p> <p>五（略）</p> <p>1・2（略）</p>	<p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 喫煙室又は喫煙所 施設の各階には、少なくとも喫煙室又は喫煙所（以下「喫煙室等」という。）を一箇所以上設けること。ただし、施設の全部又は一部の階で全面的に喫煙が禁止されている場合であつて知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(二) 喫煙室等は、入場定員に応じた広さを有すること。</p> <p>(三) 喫煙室等のたばこの煙が観覧室に流入しない構造であること。</p> <p>4―6（略）</p> <p>別表第二（第三条関係）</p> <p>一―四（略）</p> <p>五（略）</p> <p>1 所定の喫煙場所以外での喫煙を禁止すること。</p> <p>2・3（略）</p>

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。